

11 福祉・保育等関係

ア 介護

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
認知症高齢者に対する介護 (厚生労働省)	「認知症介護研究・研修センター」における認知症介護の研究を強化、促進し、望ましい認知症ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	計画・福祉 ア	逐次実施		
介護職の業務範囲等 (厚生労働省)	A L S以外の在宅患者に対する医行為について、今後必要に応じて検討し、結論を得る。	計画・福祉 ア	逐次検討・結論		
P F I法を活用した公設民営方式（B T O方式）の推進 (厚生労働省、内閣府)	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(P F I法)」(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式(B T O方式)は、官民の契約に基づいて、P F I事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買収した上で、これを当該P F I事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買収する費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者を使用させることができる」としているP F I法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、P F Iを活用した公設民営を促進する。	計画・福祉 ア	逐次実施		
高齢者介護の新しい仕組みの在り方 (厚生労働省)	介護サービスの価格は、提供されたサービスの内容(評価)を基に決定されるべきものであり、介護サービスの質の向上を図る観点からも、ケアの標準化について、科学的・実証的研究を早急に進めるとともに、その確立を図る。	計画・福祉 ア	逐次実施		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る報酬の見直し (厚生労働省)	<p>特定事業所加算は、まだ実績が少なく、一方で事業者からは、算定要件が過度に高い等の指摘がある。</p> <p>加算の効果を検証し、例えば、主任介護支援専門員である管理者の配置、中重度者（要介護3～5）の占める割合、24時間緊急呼び出しへの対応等、当該加算の算定要件の在り方を検討し、結論を得る。</p> <p>また、ケアプランの公平性・中立性を確保する観点から、ケアマネジャーの独立をより促すことが必要であり、上記加算を含めた様々な報酬の在り方を見直し、検討する。</p>	重点・福祉 (1)	平成20年末までに結論		
介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションに係る報酬の見直し (厚生労働省)	<p>事業所評価加算は、まだ実績が少なく、一方で、利用者の立場からは、要支援度が維持・改善すると、将来的には利用者サービス量が減り負担も減ることがあり得る一方、事業所が加算を得た場合には自己負担（1割）として跳ね返ってきてしまうため、利用者自身がメリットを実感しづらいという可能性もある。</p> <p>そのため、地方公共団体の協力を得て継続的に行われている介護予防の効果検証（費用対効果、属性別サービス別効果等）の結果や利用者の声等も踏まえ、当該加算の対象サービスについて検討し、結論を得る。</p>	重点・福祉 (1)	平成20年末までに結論		
指定事業所の基準の見直し (厚生労働省)	<p>事業者の指定要件である各基準が厳格かつ画一的に運用されるあまり、事業者の創意工夫を阻んでいるとの意見が多くある。</p> <p>特に弾力的な運用を求める声が強いサービス提供責任者の配置基準については、現行基準の妥当性について検証し、結論を得る。</p> <p>また、現行基準において、管理が円滑に行われることを前提に、近隣の事業所間での配置数の合算や一時的な兼任を認めるなど柔軟な運用を行う。</p>	重点・福祉 (1)	平成20年末までに結論		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
介護サービス情報の開示の推進 (厚生労働省)	a 介護サービス情報の公表制度の見直し ア 段階的に進められている介護サービス情報の公表制度について、すべてのサービスで実施に至るまでの具体的な施行予定表(対象サービスと公表時期等)を早急に示す。	重点・福祉 (1) ア	措置		
	イ 既に公表が開始されているサービスについても、公表項目の見直しを並行して進める。			措置	
	ウ 「要介護度の改善」等の実績情報は、直ちに具体的な取組を検討する。公表項目については、各施設・サービスの特殊性や介護度の違い等による影響やその補正のための手法等、実績情報の客観的な比較が可能となるよう検討を行う。		平成20年早期に着手、以降段階的に実施		
	b 第三者評価制度の推進 一部の地方公共団体で自主的に実施されている第三者評価制度の実施状況等の調査結果を踏まえ、先行事例の紹介や自治体間の意見交換を行うことにより、第三者評価制度の活用を促進する。	重点・福祉 (1) イ		措置	
介護人材の養成と確保に係る対策の見直し (厚生労働省)	a 介護人材の養成に係る対策の見直し 介護職員の質の向上は重要であり、研修の充実はそのための1つの方策ではあるが、介護職を目指す人にとっての過度な負担が参入障壁となり、なり手を減らすことに繋がりがねない。 したがって、平成18年度に新設された介護職員基礎研修の講義内容や時間数(計500時間)の妥当性と効果につき検証し、必要に応じ見直す。	重点・福祉 (1) ア	平成19年度検討開始、平成20年結論		
	b 介護人材の確保に係る対策の見直し 介護人材の需給バランスについては、現時点で充足しているからと言って楽観は許されず、介護に携わる人材の離職率の高さや有資格者の就業率の低さ等、根本的な問題解決に向けた取組が急がれる。 まずは、潜在的有資格者がなぜ介護職に就いていないか等、実態把握のための調査を早急に行う。				

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
介護保険料 賦課決定の 弾力化 (厚生労働 省)	介護保険料設定の弾力化(介護支援ボランティア 控除の創設)については、保険者等の意見を踏まえ て検討し、平成18年度中に結論を得ることとする。 【平成19年5月7日付 老介発第0507001号・老振発 第0507001号 厚生労働省老健局介護保険課長・振 興課長通知】	別表4 - 988	措置済		

イ 保育

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
「認定こども園」の普及促進のための取組 (文部科学省、 厚生労働省)	a 平成18年10月より制度化された認定こども園 について、より多くの施設が認定を受け、広く普 及するよう、各自治体における認定状況や施設の 利用状況などを把握・評価・公表し、適宜、制度 の改善を図る。	計画・福祉 イ a	適宜措置		
	b 「認定こども園」については、根拠法令や所管 省庁が異なることにより、あらゆる手続き上の不 便さを訴える声があがっている。運用面の課題解 決は、法改正を伴わないものも多い。地方公共団 体や事業者にとっての負担の軽減という観点か ら、可及的速やかに実態調査を実施し、認定・ 認可・補助金に係る申請や会計報告、監査等の事 務処理にとどまらず、改善のための方策を講ず る。調査に際しては、「認定こども園」の普及促 進の観点から、地方公共団体、施設、利用者の声 が反映されるよう工夫する。	重点・福祉 (2) 〔計画・福 祉イ b〕	調査実 施	平成20年度から措 置	

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
直接契約・ 直接補助方式の導入 (厚生労働省)	<p>現行制度では、保育所と利用者が直接利用契約を結ぶのではなく、市町村が施設に入所児童を割り当てているため、施設間で切磋琢磨し、利用者本位でサービスを向上させようというインセンティブが働きにくい構造となっているとの指摘もある。</p> <p>このため、大きくコンセプトを転換し、利用者が保育所を選択する直接契約方式を導入することにより、施設が選ばれるための創意工夫をし、多様なニーズに応じたきめ細かいサービスの提供が行われるようにする必要がある。その際、低所得者層や虐待児等配慮や緊急的対応を要するケースについては、直接契約・直接補助方式のもとでも、補助の金額を変える等して十分に対処可能であると考え</p> <p>一方、都市部を中心に、地方公共団体独自の取組が少なからず行われている。中でも、直接契約方式を採り入れた先行事例として、平成13年に創設された東京都の認証保育所制度では、平成19年12月現在、既に390箇所近い施設が認証を受けており、保育される児童数は約1万1千人を超えている。その実施期間や規模、運営実績の面から、認可保育所に入れない待機児童の貴重な受け皿として一定の機能を果たし、成果をあげていると言える。このような認証保育所制度の実態を踏まえつつ、直接契約方式の検討を行う。</p> <p>また、認可保育所の利用料は、保護者の所得に応じた一律の公定料金となっているが、低所得者層への十分な配慮を行なうことを前提に、サービス内容に見合った対価を利用者が支払う負担方式とすることも含め、施設が利用者との契約に基づいて、原則自由に設定できるようにする必要がある。そうした直接契約や利用料の自由設定の仕組みの中で、病児保育や夜間・休日保育等の多様なニーズにきめ細かく対応できるサービスの拡充が図られるものとする。</p> <p>認可保育所とそれ以外の保育サービスとの間で</p>	重点・福祉 (2) ア 〔計画・福祉イ、〕	認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>公的補助に大きな開きがあり、運良く認可保育所を利用でき、間接的に多額の補助を受けている世帯と、その他のサービスを利用せざるを得ず、公的補助をほとんど、あるいはまったく受けられていない世帯とでは、負担に大きな格差があるとの指摘もある。</p> <p>そこで、利用者への負担の公平化を図るため、運営費等の公的補助を施設に対して行う現行の制度から、利用者に対する直接補助方式へ転換する必要がある。その際、児童の年齢や、家庭の状況、保育の緊急性等を元に家庭ごとの「要保育度」を設定し、それに応じた公的補助で賄われる保育サービスの利用量の上限を設定することを検討する。直接補助方式への移行に当たっては、育児バウチャーの導入や、子育てを広く社会全体で支援するという考え方に立って、既存の育児支援関連予算等を統合化したものと保険料とを財源とする社会保険制度(育児保険等)への転換についてもあわせて検討する。</p> <p>これらについては、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた「包括的な次世代育成支援の枠組み」を構築していく中で、検討を行う。</p>				
<p>保育サービスの情報公開の促進等 (厚生労働省)</p>	<p>直接契約方式の導入に当たっては、各認可保育所が契約当事者になることから、少なくとも現在市町村に義務付けられている、施設及び設備の状況、入所定員、職員の状況、開所時間、保育の方針等運営の状況、保育料に関する事項については、各認可保育所に公開を義務付けることを検討する。</p> <p>併せて、在宅サービスについても、必要な情報提供の在り方について検討する。</p>	<p>計画・福祉 イ</p>	<p>認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所の入所基準の見直しの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討</p>		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育所の入 所基準等に 係る見直し (厚生労働省)	<p>a 保育所の入所基準に係る見直し</p> <p>ア 戦後間もなく制定された児童福祉法（昭和22年法律第164号）にうたわれている「保育に欠ける」という概念や表現については、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、それに応じた見直しがなされていない。</p> <p>また、待機児童の多い都市部等では、パートタイム勤務等の保護者の子どもが「保育に欠ける」要件を満たしながら保育所に入所できないとの指摘や、「保育に欠ける」要件を満たさない子どもの保護者の中には、日中のフルタイム勤務をしていない母子世帯や低所得者層も含まれているとの指摘もあり、このような保育所に入所していないが保育の必要性が高いと判断される児童の実態について調査する。</p>	重点・福祉 (2) イ (ア)		早期に 実施	
	<p>イ さらに、当該調査の結果や保護者の就労形態の多様化を踏まえ、我が国の重要課題の一つである「子育て支援」の観点からも、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた「包括的な次世代育成支援の枠組み」を構築していく中で、保育所の入所基準の見直しについても、検討を行う。</p>			認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所の入所基準の見直しの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討	
	<p>b 入所選考等に係る情報開示の徹底</p> <p>市町村によって行われる保育所の入所選考については、利用者の納得性を高める観点から、情報開示をいっそう進め、選考方法・選考基準（ポイント）等を、市町村の窓口において示すにとどまらず、ホームページ等で広く公表すべきことを市町村に対し周知する。</p>		重点・福祉 (2) イ (イ)	措置	

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育所の最低基準等に係る見直し (厚生労働省)	<p>a 保育所の最低基準の見直し</p> <p>児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）は、昭和23年の制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくないとの指摘がある。例えば、保育所について、乳児のほふく室の面積基準は1人あたり3.3㎡、保育に従事する者の要件はすべて保育士資格を保有する者と定められているが、一方で、東京都の認証保育所制度では、それぞれ2.5㎡、資格保有者6割までは緩和が認められており、基準の緩和による具体的な問題は必ずしも明らかになっていない。また、「認定こども園」の幼稚園型、地方裁量型の施設では、3歳以上の長時間利用児（「保育に欠ける」要件を満たす子ども）を保育する職員は、保育士資格の取得に向けた努力など一定の条件つきで幼稚園教諭でも可とされている。</p> <p>したがって、子どもの安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手する。その際、認可保育所との比較対象として、地方公共団体が独自に実施している保育室等を含める。</p>	重点・福祉 (2) ウ (ア)		調査実施・分析	措置
	<p>b 保育所定員の見直し</p> <p>待機児童を抱える保育所における定員の弾力化については、段階的に認めてきたところであり、現在は、年度当初（4月）の定員超過率は15%、5月は25%まで、10月以降は職員配置・面積基準の範囲内で25%を超えても構わないとしている。それに対し、市町村からは、定員超過率の更なる弾力化、あるいは超過率の決定権限の市町村への委譲を求める要望があがっている。</p> <p>一方で、恒常的に定員を超えた数の児童を受け入れている保育所に対しては、3年を目途に定員改定を行うよう通知しているが、定員が増加する</p>	重点・福祉 (2) ウ (イ)		検討・結論	措置(4月)

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	と補助額の単価が下がってしまうという保育所にとっての阻害要因が存在する。 そのため、保育所が定員を増やすことへの意欲・取組を阻害しないような方策を講じるとともに、現在行われている弾力化の状況を考慮しつつ、定員超過率の設定の見直しについて検討を行う。				
夜間保育、 休日保育の 推進 (厚生労働省)	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	計画・福祉 イ	子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進		
保育所等の 受入児童数 の拡大 (厚生労働省)	保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	計画・福祉 イ	逐次実施		
家庭的保育 (保育ママ)の活用 促進 (厚生労働省)	多様で弾力的な保育サービスの1つとして、家庭的保育(保育ママ)のいっそうの活用が重要である。また、保育士資格を持たない子育て経験者等が保育に従事する機会を拡大する観点からも、東京都の家庭福祉員制度など先駆的、先進的な地方公共団体の独自事業を参考にしながら、国の事業を拡大し、保育ママの数を増やす必要がある。国の事業の制度化に当たっては、保育士又は看護師の資格を持つ者だけに限定せず、基礎的な研修(安全・衛生、栄養等)の修了を条件に、保育ママと認めるなど、保育ママ要件の緩和について検討を行う。	重点・福祉 (2) ア	検討開始	結論	

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
ベビーシッター育児視線事業の運営の適正化 (厚生労働省)	<p>年金特別会計児童手当勘定を財源とし、国が財団法人こども未来財団に補助、さらに社団法人全国ベビーシッター協会に事務手続きを委託しているベビーシッター育児支援事業の運営の在り方を再検証し、その適正化を図る。</p> <p>また、この事業において、ベビーシッター育児支援割引券等が使用できるベビーシッター事業者は、全国ベビーシッター協会の正会員である事業者(平成19年3月末時点でわずか112社)に限定されている。</p> <p>そのため、当該割引券等が使用できる事業者の要件の妥当性を至急検証し、見直しを行う。</p>	重点・福祉 (2) イ	検討・結論		措置
病児・病後児保育サービスの拡充 (厚生労働省)	<p>交付金を受けた各市町村は、病児・病後児保育事業者への補助金支給の際に利用料設定に係る規定を設けているが、大半の事業者における利用料は、事実上2,000円/日程度に固定化されてしまっている。一方、施設(医療機関併設型、保育所型等)事業者の9割近くが、採算上赤字という調査結果が出ている。また、補助金が預かり児童数4名で頭打ちになるケースが多いため、定員4名以上の場合は、預かれば預かるほど赤字が増えるという構造になっている。</p> <p>したがって、事業の実態を十分に把握し、利用料の設定方法も含め、病児・病後児保育事業が安定的に実施されるよう適切に助言等を行う。</p>	重点・福祉 (2) ウ		措置	
「放課後子どもプラン」の見直し (文部科学省、厚生労働省)	<p>a 「放課後子どもプラン」の開始から半年以上が経過したが、プランによる効果はまだ発揮されていない。より効果的な事業の推進を図る観点から、早急に実施状況等の調査を行い、実態を把握した上で課題を解決し、2つの事業の連携を深め、1つの事業として展開することの是非も含めて検討し、事業の改善を行う。調査の実施に当たっては、地方公共団体や運営側からの視点だけでなく、保護者・子ども自身等の利用者の声がしっかり反映されるような手法を取る。</p>	重点・福祉 (2) エ	調査	検討・結論	措置(4月)

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(厚生労働省)	<p>b 放課後児童クラブに関するガイドラインと補助要件の区別が不明瞭となっている。</p> <p>それぞれの目的に応じた数値が科学的な根拠に基づくものとなるよう、適宜見直していく。また、ガイドラインの項目に適合している施設かどうか利用者がわかるよう、情報を公開するシステムを検討する。</p>			検討	結論・措置（4月）
(厚生労働省)	<p>c 放課後児童クラブ事業費に係る障害児加算は1施設あたりの額で決まっており、1人でも受け入れれば加算がつく仕組みとなっている。</p> <p>よって、事業者の積極的な取組に対するインセンティブを働かせ、障害児の受入を促進する観点から、受入人数に応じて加算が増減するようなスライド制を採り入れる等、加算の在り方を見直す。</p>		検討・結論	措置	
放課後児童の受入体制の充実 (厚生労働省)	<p>放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ（10人以上20人未満）への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。</p>	計画・福祉イ	子ども・子育て応援プラン及び放課後子どもプランに基づき計画的に推進		

ウ 両立支援

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
育児休業等の取得の円滑化 (厚生労働省)	<p>労働者が育児休業を終了し、一度業務に復帰した後、育児・介護休業法に定める最低基準としては、現在、配偶者が傷病などにより育児ができないなど、配偶者の事情に係る極めて限定的な「特別な事情」の場合のみに制限されている。また、育児・介護休業法第23条においても、1歳未満の子を養育する労働者に対して「育児休業に準ずる措置」が規定されていない。</p> <p>一方で、1歳未満の子を養育する労働者が、長期にわたる子どもの疾病が発覚した場合や現在受けている保育サービスが受けられなくなった場合など、養育する子どもや養育環境の事情等により、やむを得ず再度育児休業を取得する必要性が生じることも十分あり得る。また、そのような場合などにおいて、法を上回る企業の独自の措置で再度の育児休業を取得したとしても、社会保険料の免除を受けられないという実態もある。</p> <p>このようなことを踏まえ、再度育児休業の申出が可能として厚生労働省令で規定している「特別な事情」の範囲等の見直しを検討する。</p>	計画・福祉ウ	平成19年度検討開始、速やかに結論		
次世代育成支援対策推進法に係る運用の見直し (厚生労働省)	<p>ア 一般事業主行動計画の情報開示等</p> <p>各事業主に対して、原則として一般事業主行動計画の開示を求めることや都道府県労働局に行った届出について、その記載事項のうち一般への開示が有意義と考えられるものについて労働局がその届出内容を開示する(その際、事務コストの軽減のため、書面による各都道府県労働局への届出をウェブ上の登録の形で受理するなどのIT化を図る)ことなどにより、一般事業主行動計画の内容について広く国民が知り得る制度に見直すことを検討する。</p>	計画・福祉ウ ア	平成19年度中結論、逐次措置		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>イ 一般事業主に対する認定制度の見直し</p> <p>一般事業主に対する認定制度については、各事業主にとって、社会的責任を全うするという観点から、認定取得に向けた意欲が高く、有意義な制度であるとの意見が多い。</p> <p>一方で、男性の育児休暇に関する認定の基準が労働者数の多寡にかかわらず1名以上であることなど、社会的に「子育てをサポートしている」と広告できる企業として不十分ではないかとの指摘もあり、今年度から始まる各事業主に対する認定状況等を踏まえ、より効果的な制度となるよう見直しを行う。</p>	計画・福祉ウイ	認定状況を踏まえ、逐次措置		
<p>両立支援レベルアップ助成金に係る運用の見直し (厚生労働省)</p>	<p>「両立支援レベルアップ助成金・事業所内託児施設設置・運営コース」につき、指定法人である財団法人 21 世紀職業財団における申請から支給決定までのプロセスが不透明、かつ各種手続きが煩雑であるとの声が事業主からあがっているため、支給要領等の関連情報をホームページ上で開示する。</p> <p>また、支給要領に記載されていない運用上の解釈に関する事項等、事業主が施設の設置・運営等を検討する際の判断材料として有益と思われる内容も、すべてホームページ上で開示する。特に、利用料については、支給要件についてわかりやすく補足する参考情報、具体的には運用上の解釈や、近隣の施設や付加サービスを行っている施設の利用料等の情報も入手できるようにする。</p>	重点・福祉(3)	措置		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業所内託児施設等の質の担保の徹底 (厚生労働省)	<p>現行制度では、事業所内託児施設等を認可外保育施設として位置づけており、認可外保育施設指導監督基準に沿って、都道府県が指導監督を実施することとしている。</p> <p>今後、適切な指導監督が行われ、保育の質及び適正な運営が確保されるよう周知徹底を図る。</p>	重点・福祉(3)	逐次実施		

工 障害者施策

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づき、旅客施設・車両等、道路、信号機、都市公園、路外駐車場、建築物等のバリアフリー化を一体的・総合的に推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。</p>	計画・福祉工	逐次実施		
障害者福祉制度の改革 (厚生労働省)	<p>高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は障害者自立支援法に基づく介護給付費としている。介護保険制度と障害者福祉制度との関係について検討を行う。</p>	計画・福祉工	逐次検討		